

電子契約サービス導入説明会質疑応答

	質問	回答
1	契約後の着手届、工程表などの提出書類について電子データでの提出で良いか。	契約後の提出資料（着手届、工程表、完了届等）については、電子データで提出することが可能です。発注担当者と相談の上、ご対応ください。
2	電子保証を導入せず保証する場合は手続きに変更があるか。	今まで通りの手続きで問題ありません。
3	電子契約利用申出書は、入札物件ごとに必要だということですが、最初の利用申し出である入札では省略できないでしょうか。	電子契約利用申出書は、落札した案件ごとに電子契約で締結することを承諾いただくことが必要となりますので省略は出来ません。ご理解とご協力をお願いします。
4	制限付一般競争入札確認申請書類について工事積算内訳書も電子で一緒に提出でよかったですでしょうか？	お見込みのとおりです。
5	フリープランの月2件は契約できる件数が2件までになるのでしょうか。	「送信件数」が2件となります。 ※恵那市との契約を締結するものについては、フリープラン等の契約は必要ありません。